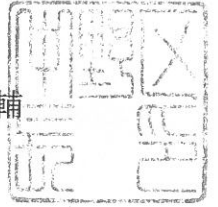


27 中都計第 1820 号
平成 27 年 12 月 22 日

中野区都市計画審議会
会長 矢島 隆 様

中野区長 田中 大輔



中野区都市計画審議会への諮問について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項及び同法第 19 条第 1 項の規定により、下記の都市計画の案について諮問いたします。

記

1 東京都市計画地区計画中野駅西口地区地区計画の決定（中野区決定）

〔理由〕

土地の合理的かつ健全な有効利用と都市機能の更新を図り、広域中心拠点にふさわしい魅力ある都市空間を形成するため、地区計画を定める。

以上

27 中都計第 1879 号
平成 27 年 12 月 22 日

中野区長 田中 大輔 様

中野区都市計画審議会
会長 矢島



中野区都市計画審議会への諮問について（答申）

平成 27 年 12 月 22 日付け 27 中都計第 1820 号にて本審議会に諮問のあった下記の
都市計画の案については、案のとおり了承する。

記

- 1 東京都市計画地区計画中野駅西口地区地区計画の決定（中野区決定）

以上